

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書										
2023 年 6 月 20 日										
秋田県知事 殿										
提出者										
住 所 宮城県仙台市青葉区二日町4番11号										
氏 名 前田建設工業株式会社 東北支店										
執行役員支店長 坂西 将徳										
電話番号 022-225-8804										
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。										
事業場の名称	前田建設工業株式会社 東北支店									
事業場の所在地	宮城県仙台市青葉区二日町4番11号									
計画期間	2024年 4月 1日 から 2025年 3月31日 まで									
当該事業場において現に行っている事業に関する事項										
① 事業の種類	総合建設業									
② 事業の規模	2023年度 東北支店 完工高 769億									
③ 従業員数	東北支店 計画期間内のべ 328名									
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>解体・改修工事 分別解体 新築工事 廃棄物発生抑制 廃棄物再生利用</td><td>産業廃棄物分別</td><td>木くず：再生材・製紙用原料 コンクリートがら：再生砕石 アスコンがら：再生アスファルト 汚泥（有機）：堆肥等 汚泥（無機）：再生材 金属：製鉄用原料 紙、繊維くず、廃プラ ：燃料ペレット 石膏ボード：石膏ボード原料</td></tr><tr><td colspan="2">収集運搬</td><td>中間処理</td><td>再生</td><td>最終処分</td><td>埋立て</td></tr></table>	解体・改修工事 分別解体 新築工事 廃棄物発生抑制 廃棄物再生利用	産業廃棄物分別	木くず：再生材・製紙用原料 コンクリートがら：再生砕石 アスコンがら：再生アスファルト 汚泥（有機）：堆肥等 汚泥（無機）：再生材 金属：製鉄用原料 紙、繊維くず、廃プラ ：燃料ペレット 石膏ボード：石膏ボード原料	収集運搬		中間処理	再生	最終処分	埋立て
解体・改修工事 分別解体 新築工事 廃棄物発生抑制 廃棄物再生利用	産業廃棄物分別	木くず：再生材・製紙用原料 コンクリートがら：再生砕石 アスコンがら：再生アスファルト 汚泥（有機）：堆肥等 汚泥（無機）：再生材 金属：製鉄用原料 紙、繊維くず、廃プラ ：燃料ペレット 石膏ボード：石膏ボード原料								
収集運搬		中間処理	再生	最終処分	埋立て					

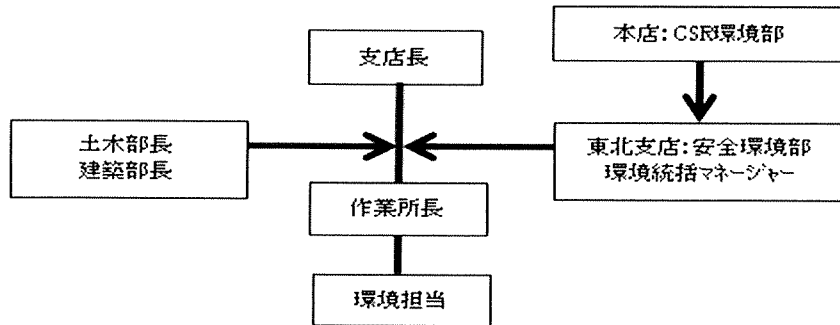
（日本工業規格 A列4番）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ゼロエミッション活動を全現場に展開し、職員、協力業者、作業員が一体となって建設廃棄物の発生抑制、再生利用に努め、建設廃棄物最終処分量の減量化に努めた		
②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙1のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙1のとおり
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙1のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				該当なし			
①現状	【前年度（ 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t		t		
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t		t		
	(今後実施する予定の取組)						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						該当なし	
①現状	【前年度（ 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t			t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t			t	
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t			t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t			t	
	(今後実施する予定の取組)						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				該当なし	
①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t		t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t		t
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】 別紙2のとおり				
	産業廃棄物の種類				
	全処理委託量		t		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t		t
	再生利用業者への処理委託量		t		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t		t
	(これまでに実施した取組)				
	別紙1のとおり				

(第5面)

②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙1のとおり		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項・分別に関する事項

(1) 廃棄物処理

①法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に積極的に協力する。

②排出事業者の処理責任

発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、収集運搬から最終処分に至るまで確認し的確に管理する。

③目標の設定

最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。

また、これらの処理に関する目標及び計画は、定期的に必要の見直しを行う。

④廃棄物処理の取組

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

- a. 発生抑制
 - ・設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。
 - ・現場に搬入する製品の簡易梱包への協力を継続して求めていく。
- b. 再生利用
 - ・作業所内で資材を繰り返し使用する。
 - ・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。
 - ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。
- c. 中間処理
 - ・汚泥の脱水を行うなど中間処理を推進する。
- d. その他
 - ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
 - ・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。
 - ・電子マニフェストの使用を積極的に進める。

⑤教育・研修等

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員に定期的に教育・研修を行う。

又、作業員に対しても新規就労者教育等で建設廃棄物削減のための教育を行う。

⑥情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生や処理状況について情報の公開に努める。

(2) 環境全般

「環境の保全と調和」を経営の重要な課題の一つとしてとらえ、環境の継続的な改善を推進する。

① 環境関連の法令及び会社が定める規定等を遵守し、環境の改善に努める。

② 当支店の環境に関連する対策として、次のことを推進する。

- a. 地球温暖化防止のため省エネルギー化を推進する。また、工事用車両の省燃費運転を推進していく。
- b. 環境汚染防止と資源の有効活用をめざし、産業廃棄物の削減と再生利用を推進する。
- c. 建築にあたっては、主要資材や建築物が廃棄物となった場合の環境への影響に配慮する。
- d. ゼロエミッション活動を全現場に展開する。

③ 環境保全活動の推進、環境汚染の防止及びその他の環境負荷の低減に努める。

(3) 管理体制の強化

a. 管理体制（支店全体）

- ・支店内の各部所は協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織により実施する。
- ・支店は、各作業所の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し指導する。

b. 管理体制（作業所）

作業所管理者は、作業所における廃棄物管理組織を整備し、定期点検を実施するなど、日常管理の徹底を図る。

c. 管理方法

社内規則である「建設副産物対策規則」に基づき廃棄物を適正に管理する。

d. 廃棄物に関する教育

発生抑制、再生利用、中間処理及び関係法令に関する教育を実施する。

(4) 目標達成に向けた取組

表－3 発生抑制、再生利用、中間処理の目標達成に向けた具体的な対策

発生抑制	① 廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法を採用する a. P Cコンクリート工法の採用によりコンクリートくずの発生を抑制する。 b. 鉄筋コンクリート等構造体型枠の材質を木製から鋼製に変更する等 繰り返し使用することにより型枠ゴミの発生を抑制する。 c. 軟弱地盤における地下工事の工法を改善し汚泥の発生を抑制する。 d. 工場で建築資材を加工し、現場での端材の発生を抑制する。 ② 施工材料の搬入数量を適正に管理する。 ③ 再使用できる梱包材の使用を求め、梱包ゴミの発生を抑制すると共に、簡易梱包への協力を求めている。
再生利用	① コンクリートくず、ガラス・陶磁器くずは再生骨材等としての再生資源となるよう分別を徹底する。 ② 木くずは合板用チップ、土壌改良材等としての再生資源となるよう分別を徹底する。 ③ 金属くずは再生資源(電炉材等)となるよう分別を徹底する。 ④ 作業所内での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。 ⑤ その他、再生資材の使用を推進する。(再生骨材、再生ボードの使用など) ⑥ 汚泥は再生処理施設の活用により再生利用を推進する。
中間処理	① 汚泥の脱水を強化し、最終処分量を減少させる。
その他	① 解体・改修工事においては、廃石綿等の事前調査を徹底し、委託業者に適正に処分させる。 ② 処理業者の選定・契約にあたっては、支店・作業所共同で委託先の現地調査を事前に実施し優良業者への委託につとめる。 ③ 2者契約を徹底し、適正な委託料金を確保する。 ④ 委託処理状況の確認は、本店・支店と作業所が協力して実施する。 ⑤ マニフェスト伝票の管理を徹底する。

(5) 関連推進事項

① 環境管理・監査システムの運用

当社は、全社一括して認証取得した「ISO 14001」の規格要求事項及び当社独自の規定に基づき、すべての部所の環境活動の監査を実施する。

② 主管理基準の設定

当社は、支店及び作業所毎に年度毎の「環境目的・目標」を定め達成に向けた活動を行い、環境管理レベルの向上を図る。

③ 情報の公開

当社が定期的に発行しているサステナビリティレポートに大気汚染防止や廃棄物処理状況等を取りまとめ、公開する。

④ 環境に係る社会活動への積極的な参加

環境に配慮した施工方法等の展示など環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

2023年度産業廃棄物処理計画実施状況報告書 および
2024年度産業廃棄物処理計画 排出目標

排出事業者名 前田建設工業(株)東北支店
(単位:t)

[illegible]

・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。

- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、下段に記載のそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。